

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
土庄町	淵崎地区(大谷、淵崎、赤穂屋、川西、平木、北山、上庄)	令和4年3月18日	令和5年6月21日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	31ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	16.5ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	10.5ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	7.3
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1.5ha
(備考)	

## 2 対象地区の課題

町内でも米作の多い地域であるが、高齢化により設備投資の継続が困難になっている。地区内に集落営農組織が存在するが、農業従事している現役世代が少なく、後継者が不足している。また、兼業農家が多く、農機具等のシェアは使用頻度が休日等に集中するため難しいほか、農業者同士の集まる機会も少ない。小規模な農地が多く、所有者も点在しており集約化が進んでいない。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

当地区の農地利用は中心経営体の認定農業者や集落営農組織、認定新規就農者が担うほか、地区外からの就農者も受け入れ、農地の斡旋や新たな中心経営体となりうる就農者を支援し規模拡大を促進する。

担い手への農地集積・集約化は農地中間管理機構と農業委員会が中心となり進めており、引き続き、担い手への農地の集積・集約化を推進するとともに、効率の良い農地の集約化を促進する。

農地の耕作・維持が難しくなった場合は、中心経営体へ貸し出してもらうよう周知するとともに、農業委員や農地利用最適化推進員と連携しながら、農地所有者の意向を把握し、農地の利用調整を図る。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	A	オリーブ	654 a	オリーブ	807 a	地区内外
-	B	オリーブ	12 a	オリーブ	12 a	地区内外
-	C	水稻	97 a	水稻	97 a	地区内
集	D	水稻	1882 a	水稻	1882 a	地区内
計	4経営体		2645 a		2798 a	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、農地所有適格法人は「所有法」、その他の法人は「法人」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。